

新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給補助金交付要綱  
(リアルタイム方式)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することについて、栃木県補助金等交付規則（昭和33年栃木県規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者は、新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金（以下「当該制度融資」という。）を実行し、当該制度融資に係る利子補給について、事業者から利子を徴収せず知事から事後補給を受ける（いわゆるリアルタイム方式で利子補給を行う）取扱金融機関とする。

(補給金交付の対象となる貸付)

第3条 補給金交付の対象となる貸付は、次の各号に掲げる当該制度融資の貸付とする。

- 一 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- 二 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- 三 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第4条 補給金の額は、毎年2月1日から翌年1月末日までの当該制度融資貸付の約定支払日における、支払うべき利息の合計とする（各約定支払日ごとの支払うべき利息については、日割り計算で行うものとする。）。

- 2 利率は各金銭消費貸借契約で定める融資利率（責任共有制度対象は年率1.4%以内、責任共有制度対象外は年率1.2%以内）とする。
- 3 当該制度融資の貸付を受けた者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。
- 4 補給金を交付する期間は、当該制度融資実行日から起算して3年間とする。
- 5 補給金交付の対象となる当該制度融資の貸付に関して、前項に定める期間中に発生する約定利子については、金融機関は借受人から徴収せず、知事が交付する補給金をもって、これに充てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする取扱金融機関（以下「申請者」という。）は、補給対象期間における補給金について、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を以下の書類を添付のうえ知事に提出しなければならない。

一 補助対象利子補給制度対象者一覧

二 法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し

三 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項における提出期限は、2月1日から同年8月末日までにおける補給金（以下、「上半期分」という。）については9月20日、9月1日から翌年1月末日までにおける補給金（以下、「下半期分」という。）については2月20日とする。ただし、上半期分及び下半期分をまとめた申請を希望する場合にあっては、2月20日までとする。

3 2回目以降の交付申請においては、第1項の第二号の書類を省略することができる。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補給金の交付)

第7条 申請者は、補給金の交付の請求をする場合は、交付請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、交付請求書の提出があった場合には、速やかに申請者に対して補給金を交付するものとする。

(補給金等の返還等)

第8条 知事は、申請者又は当該制度融資の貸付を受けた者が、次の各号にいずれかに該当したときは、補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 虚偽その他不正な手段により補給金の交付を受けたとき。

二 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

(書類の保存)

第9条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年5月1日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。